NO	画像	中文
1	京都市くらし応援給付金(非課税世帯向け3万円給付) 申請書兼請求書	京都市生活应援给付金(面向非课税家庭3万日元给付)申请书兼请款书
2	2 = 8	姓名
3	3 個人番号・生年月日	个人编号・出生年月日
4	4 現住市	现住址
5	申請者が属する世帯の状況 ※ 会和6年12月13日法点の申请・結束者(世帯生)以外の構成員について記入してください ウラ面の「審約・同意事項」及び「提出書類」を必ず参照のうえ、支給要件に該当することや提出書類に漏れがないことを確認 し、提出してください。	申请者所属家庭的状况 ※请填写截至 2024 年 12 月 13 日的申请和请款者 (户主) 以外的成员状况 请务必在参照背面的"誓约与同意事项"以及"提交资料"之上,确认符合给付条件 以及提交资料无遗漏。
6		收款账户(原则上应为申请和请款者的账户)※请不要填写长期未收付款的账户
7	署名棚 必ず署名してください。 参記入困難な方は代筆可 ウラ面の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。また、本申請書の内容に相違ありません。 令和 年 月 日 申請者氏名	署名栏 请务必署名。 ※填写有困难的人士可由他人代笔 确认背面的誓约与同意事项,并誓约同意。此外,本申请书的内容正确无误。 年 月 日 申请者姓名
8	代理人申請・受給に係る手続き 世帯主名義の口座以外で代理受給される場合は、本紙(申請書)のほか、別途書類を提出いただく必要があります。 詳細はウラ面をご覧ください。 **代理人申請・受給に係る必受量類が同封されていない場合は、代理人申請はないものとして取り扱いさせていただきます。	与代理人申请和受给相关的手续 以非户主名义的账户代理受给时,除了提交本文件(申请书)外,还需要另行提交资料。 详情请查看背面。 ※没有随信附上与代理人申请和受给相关的所需资料时,将被作为无代理人申请处理。
9	令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員 (世帯主以外)について記入してください。	请填写截至 2024 年 12 月 13 日的家庭所有成员(户主以外)状况。

10	忘れずに世帯主(申請者)が署名してください。	请户主(申请者)不要忘记署名。
11	受取回座に係る添付書類 以下の内容がわかる書類(通帳、キャッシュカード等)のコピーを同封してください。	与收款账户相关的添附资料请随信附上知道以下内容的资料(存折、现金卡等)的复印件。
12	代理人申請・受給に係る手続き (法定代理人が代理申請・受給する場合の必要書類) ●世帯主(委任者)及び代理人双方の本人確認書類 ●代理権を証する書類(登記事項証明書等) ※保佐人又は補助人が手続きされる場合は、本手続の代理権があることを 代理行為目録により確認できるものに限ります。 (法定代理人以外が代理申請・受給する場合の必要書類) ●世帯主(委任者)及び代理人双方の本人確認書類 ●代理申請・受給手続申立書 右記の二次元コードから上記申立書をダウンロードして本紙(申請書)と合わせて 提出してください。	与代理人申请和受给相关的手续 〈由法定代理人代理申请和受给时的所需资料〉 ●户主(委托者)以及代理人双方的本人身份确认资料 ●证明代理权的资料(登记事项证明书等) ※由保佐人或者辅助人办理手续时,仅限可通过代理行为目录确认到有本手续代理权的情形。 〈由非法定代理人代理申请和受给时的所需资料〉 ●户主(委托者)以及代理人双方的本人身份确认资料 ●代理申请和受给手续陈述书 请扫描右边的二维码下载上述陈述书,并与本文件(申请书)一起提交。
13	令和6年度住民税均等割が非課税である証明書について	关于 2024 年度居民税均等割为非课税的证明书
14	<	〈截至 2024 年 1 月 1 日在日本国内没有居民登记的人士〉 请提交以下之一的资料。
15	外国時の方:ヒザ(資証)の等し(上陸計り日かわかるページ)	外籍人士:签证的复印件(可知道上陆许可日的页)

誓約·同意事項

- ①京都市くらし応援給付金(3万円給付、子ども加算)(以下「給付金」という。)の以下の支給要件の全てに該当します。
- ・令和6年12月13日時点において、本市に住民登録があり令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯であること。 ・世帯の中に住民税均等割が課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと。
- ・住民税均等割非課税世帯に対する令和6年度の3万円給付金(※)を本市以外の自治体で受給していないこと。 ※自治体により給付額が異なる場合あり
- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等だけで構成される世帯ではないこと。

<例>>

親(課税者)に扶養されている大学生(非課税)等の単身世帯や、

子(課税者)に扶養されている親の世帯(非課税)等は受給できません。

- ②給付金の支給要件の該当性等を審査するために必要な、前住所地での給付金の受給有無、住民基本台楼情報及び税報等の公簿等の確認又は資料の提供を、京都市が他の行政機関等に求める又は提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④この中請書は、京都市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑤申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年6月2日までに、不備が補正されない場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑥①の支給要件に該当しないのに受給した場合や、本給付金の受給後に支給要件を満たさなくなった場合(収入・所得等の修正申告により、令和6年度住民税均等割課税世帯となった等)は、給付金を返還します。

子ども加算の留意事項

上記要件を満たす世帯であり、以下①、②に該当する場合も、子ども加算を受給できますが、本申請とは別途「京都市くら 応援給付金(子ども加算)申請書業請求書」による申請が必要です。(令和6年12月13日時点で世帯員として住民登録さ ている18歳以下の子ども又は転出することなく、令和6年12月14日から令和7年5月31日までに生まれた子どもの分に いては、申請は不要)

- ①別世帯に属する18歳以下の子ども(平成18年4月2日生まれ以降)を扶養している。
- ②合和6年12月14日以降に市外へ転出され、転出先で生まれた子どもがいる。

一誓约与同意事项一

- ① 符合京都市生活应援给付金(3万日元给付金、儿童加算)(以下称为"给付金")的以下全部发放条件。
- •截至 2024 年 12 月 13 日,在本市有居民登记,是 2024 年度的居民税均等割非课税的家庭。
- 在家庭成员中没有居民税均等割要课税的所得但未申报的人。
- 在本市以外的地方政府没有领取对居民税均等割非课税家庭发放的 2024 年度 3 万日元给付金(※)。
- ※不同地方政府的给付额有时可能不同
- 不是仅由居民税均等割被课税者的抚养亲属等构成的家庭。

<例>

由父母(课税者)抚养的大学生(非课税)等的单身家庭、

由子女(课税者)抚养的父母的家庭(非课税)等不能领取。

- ②同意京都市要求其他行政机构等确认审查给付金发放条件符合性等所需的、在前住所地有无领取给付金、居民基本台账信息以及税信息等的公簿等或者提供相关资料,或者向其提供该相关资料。
- ③ 在公簿等无法确认时,提交相关资料。
- ④ 在京都市决定发放后,将本申请书作为给付金的请款书处理。
- ⑤ 因申请书兼请款书的不完善之处导致无法转账等的事由,未完成付款,且 2025 年 6月2日为止不完善之处未得到纠正时,同意不发放给付金。
- ⑥ 不符合①的发放条件而领取了、或者在领取本给付金后不再满足发放条件时(因收入及所得等的修正申报,成为了2024年度居民税均等割课税家庭等),退还给付金。

儿童加算的注意事项

满足上述条件的家庭中,符合以下①、②情形的也可获得儿童加算给付,但需要在本申请之外另行通过《京都市生活应援给付金(儿童加算)申请书兼请款书》提出申请。 (截至 2024 年 12 月 13 日作为家庭成员进行了居民登记的 18 岁及以下的儿童或者未迁出、2024 年 12 月 14 日至 2025 年 5 月 31 日期间出生的儿童部分,无需申请)

		① 抚养着属于其他家庭的 18 岁及以下儿童(2006 年 4 月 2 日及之后出生)。 ② 2024 年 12 月 14 日及之后迁到市外、有在迁入地出生的孩子。
17	本書)	本文件
18	『申請・請求者(世帯主)の本人確認書類(コピー)』	"申请和请款者(户主)的本人身份确认资料(复印件)"
19	受取口座を確認できる書類(コピー)』	"可确认收款账户的资料(复印件)"
20	『令和6年度住民税均等割が非課税である証明書(コピー)』(_{令和6年1月1日に決成的に4民意義がある方は不要)}	"2024年度居民税均等割为非课税的证明书(复印件)"(2024年1月1日在京都市
		有居民登记的人士不需要)
21	※令和6年1月1日時点で日本に住民登録がなく、非課税であることを証明する書類の提出ができない方は	截至 2024 年 1 月 1 日在日本没有居民登记,无法提交证明为非课税之资料的人士,
	次のいずれかの提出をお願いします。	请提交以下之一的资料。
22	・外国籍の方:ビザ(査証)の写し(上陸許可日がわかるページ)	· 外籍人士: 签证的复印件(可知道上陆许可日的页)